

公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会

コンプライアンス・倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会（以下「この法人」という。）の倫理規程の理念に則り、この法人が直面する、又は将来直面する可能性のあるコンプライアンス（法令等の遵守をいう。以下同じ）上の問題を的確に管理・処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施・運営の原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 この法人の役員及び職員(以下「役職員」という。)は、前条の倫理規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(コンプライアンス担当理事)

第3条 この法人のコンプライアンスにかかわる組織として、コンプライアンス担当理事を置く。

2 コンプライアンス担当理事は、代表理事の決議により理事長が任命する。

3 コンプライアンス担当理事は、この法人のコンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策の立案及び実施の責務を有する。

(違反報告)

第4条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス担当理事に報告する。

2 コンプライアンス担当理事は、前項の報告又は内部通報等でコンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を知ったときは、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、代表理事に報告する。

(コンプライアンスのための教育)

第5条 この法人は、役職員に対して、コンプライアンスに関する研修を行う。

(情報開示及び説明責任)

第6条 この法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、資金提供者、寄与者をはじめとして、社会の理解と信頼の向上に努めていかなければならない。

(機密情報の適切な管理)

第7条 この法人の役職員は、事業活動を通じて得られた秘密情報の重要性を認識し、厳重かつ適切に

管理しなければならない。

(個人情報の保護)

第 8 条 この法人の役職員は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。その詳細は別途定める個人情報保護・管理規程による。

(反社会的勢力などの不適切な団体との関係の根絶)

第 9 条 この法人は、反社会的勢力などには毅然とした態度で対応し、一切関係を持つてはならない。

(安全かつ働きやすい職場の実現)

第 10 条 この法人は、安全や衛生に関する諸法令及び社内規程を遵守し、職員の安全と健康を確保できる職場環境を維持しなければならない。

(適切な労務管理と最善の職場環境の維持)

第 11 条 この法人の役職員は、適切な労務管理を行い、健全な労働環境を維持しなければならない。また、就業に関する規則その他の諸規程を遵守し、安全で衛生的で、働きやすい職場環境の維持に努めなければならない。

(人権の尊重、ハラスメントの禁止及び防止)

第 12 条 この法人は、一人ひとりの人権を尊重し、差別につながる行為は一切行ってはならない。また、地位や立場を利用した嫌がらせ、また、それらと誤解されるおそれのある行為（以下、「ハラスメント」という）を行ってはならない。

(通報の義務)

第 13 条 この法人の役職員は、他の役職員が法令、コンプライアンス、倫理、この法人の諸規程に違反する行為を行い、または行おうとしていることを知った場合、その事実を黙認してはならず、通報または相談（以下、「通報等」という）を行う義務を負う。

(通報窓口)

第 14 条 通報等は、コンプライアンス担当理事又は直属の上司に対して行うことができる。また、通報等に際しては、匿名で行うこともできる。

(改廃)

第 15 条 この規程の改廃は理事会の決議による。

附則

この規程は、2024年6月14日から施行する。

(2024年6月14日理事会決議)